

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月13日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区橋本町10番10号
氏名	(株)竹中土木 広島支店 執行役員支店長 六井 真人
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-222-7400
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 竹中土木 広島支店
事業場の所在地	広島市中区橋本町10番10号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	1,997,920,614円（税抜き）
③従業員数	43名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物 発生 ↓ 収集運搬（委託、自社） ↓ 委託処理 ↓ 破碎、選別等による再生 （再生不可能な場合、最終処分（埋立））

条例別紙1
 (条例-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
 計画:今年度(令和6年度)計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	65.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65.1	0	0	0	65.1	0	0	0	0	0
紙くず	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.8	0	0	0	1.8	0	0	0	0	0
木くず	214.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	214.7	0	0	0	214.7	0	0	0	0	0
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	10.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.2	0	0	0	10.2	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	212	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212	0	0	0	212	0	0	0	0	0
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	1.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	0	0	0	1.2	0	0	0	0	0
合計	505.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	505.0	0.0	0	0	505.0	0.0	0.0	0.0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別紙3のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・産廃物の発生抑制に考慮した施工方法を採用する。 ・混合廃棄物の分別強化
②計画 (今後実施する予定の取組)	・産廃物の発生抑制に考慮した施工方法を継続採用する。 ・混合廃棄物の分別強化を継続する。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	がれき類、木くず、廃プラスチック、紙くず等作業所にて分別 収集する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	がれき類、木くず、廃プラスチック、紙くず等作業所にて分別 収集を継続する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・委託契約に基づき運搬・処理を実施している。 ・委託契約書の締結は、支店内で内容等審査している。 ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。 ・電子マニフェストを採用する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・極力電子マニフェストを利用し、処理状況の管理向上を図る。 ・発生抑制、再生利用、中間処理及び関係法令に関する教育や関連会社の教育、研修も継続して実施する。 ・優良認定処理業者への処理委託率を高める。

別紙 3 管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）

建設副産物処理統括責任者	所 属： 広島支店	氏 名： 工事部長
廃棄物担当	組織名： 工事グループ	組織人数： 2 名
本 社 ↓ 本 支 店 ↓ 作 業 所 技術・生産本部長 廃棄物に関する業務を統括する。 【建設副産物処理担当部長】 安全品質環境部長 ① 基本方針の決定 ② 社員、協力会社の教育、啓発 ③ 法令、行政の指導内容の周知 ④ 廃棄物処理の実態把握（資料の収集・分析・統計）		
本 支 店 ↓ 作 業 所 【建設副産物処理統括責任者】 工事部長 本支店内の廃棄物に関する業務を統括する 【建設副産物処理担当者】 工事グループ 課長 ① 社員、協力会社の教育、指導 ② 委託契約の締結 ③ 廃棄物処理に関する書類の保存 ④ 廃棄物処理の実態の把握 ⑤ 本社への廃棄物処理状況の報告 ⑥ 行政との対応		
作 業 所 作業所長 廃棄物に関する業務を統括する 【建設副産物処理責任者】 建設副産物 処理責任者 ① 「廃棄物処理計画書」の作成 ② 委託処理会社の選定・監督 ③ 処理状況の確認 ④ 廃棄物処理月次報告の作成報告 ⑤ 本支店への廃棄物処理状況の報告 ⑥ 発注者及び行政との対応		

